

## 個人住民税の定額減税に関してよくあるご質問

令和6年度個人住民税の定額減税について、よくあるご質問を掲載しています。

制度の概要等については、「令和6年度税制改正大綱に基づく定額減税の概要について」のページをご覧ください。

※ このページは随時更新します。

### 基準等適用について

Q 1. 定額減税はどのような人が対象ですか。

A 1. 令和6年度の個人住民税に係る令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の方（給与収入のみの場合は、給与収入2,000万円以下の方）が対象です。

ただし、次に該当する方は定額減税の対象ではありません。

- ・令和6年度の個人住民税が非課税の方
- ・令和6年度の個人住民税が均等割及び森林環境税のみ課税の方

Q 2. 定額減税の額はいくらですか。

- A 2. (1) 納税義務者本人 1万円  
(2) 控除対象配偶者（国内居住者に限る）1万円  
(3) 扶養親族（国内居住者に限る）1人につき1万円

(1)、(2)、(3)の金額の合計額を納税義務者本人の個人住民税の所得割から控除します。ただし(1)、(2)、(3)の合計額が個人住民税の所得割の額を超える場合は、その所得割の額が減税の限度額となります。（減税しきれない金額については、調整給付の対象となります。詳細は、内閣官房ホームページにおいて確認いただけます。）

内閣官房ホームページはこちら↓

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

内閣官房HP▶



Q 3. 控除対象配偶者及び扶養親族とは何ですか。

A 3. 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（納税義務者本人と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下の方）のうち、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者を指します。また、扶養親族とは、納税義務者本人と生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下の方を指します。

Q 4. 個人住民税の定額減税の適用を受けるために必要な手続等がありますか。

A 4. 必要ありません。確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の大田区が保有する税情報から個人住民税の定額減税分を算出します。

Q 5. 一人暮らしで令和5年中の収入はなく、令和6年度の住民税は非課税ですが、定額減税は適用されますか。

A 5. 定額減税の適用はありません。定額減税は、令和6年度の個人住民税の所得割が課税される納税義務者が対象となります。定額減税の適用はありませんが、「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の対象となります。（令和5年度に実施された関連する給付金を受けたことがある方

は除く。) 対象となる方には別途、大田区よりお知らせする予定です。(時期は調整中です。)  
なお、概要については、内閣官房ホームページにおいて確認いただけます。  
内閣官房ホームページはこちら↓

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

内閣官房HP▶



- Q 6. 休職していたため令和5年中の収入はなく課税されない場合、定額減税はどうなりますか。
- A 6. 定額減税の適用はありません。定額減税は、令和6年度の個人住民税の所得割が課税される納税義務者が対象となります。なお、他の納税義務者の扶養親族となっていて一定の要件を満たす場合は、他の納税義務者の扶養親族として定額減税の対象者に算定されます。
- Q 7. 令和6年度の住民税において非課税のため、定額減税の対象ではないが令和7年度に定額減税が適用されますか。
- A 7. 令和7年度の個人住民税においても定額減税の適用はありません。定額減税は令和6年度の住民税の所得割が課税される方が対象となり、翌年度へと持ち越すことはありません。
- Q 8. 4人家族で配偶者と子ども2人を扶養しているが定額減税額はいくらになりますか。
- A 8. 定額減税額の計算方法は以下のとおりです。
- (1) 納税義務者本人 1万円
  - (2) 控除対象配偶者(国外居住者に限る) 1万円
  - (3) 扶養親族(国外居住者に限る) 1人につき 1万円
- 納税義務者本人1万円+配偶者(控除対象配偶者)1万円+扶養の子ども2人2万円=4万円が定額減税額となり、納税義務者本人の個人住民税の所得割から減税されます。なお、16歳未満の扶養親族も減税の対象となります。また、控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、前年の12月31日の現況によります。
- Q 9. 令和6年3月に子どもが生まれたが定額減税の対象となりますか。
- A 9. 対象になりません。扶養親族の判定は、前年の12月31日の現況によるため、令和6年3月に生まれた子どもは、令和6年度の個人住民税の算定において扶養親族に該当しません。
- Q10. 令和6年中に扶養親族が追加になりました。定額減税は追加で対象となりますか。
- A10. 対象になりません。控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、前年の12月31日の現況によるため、令和6年度の個人住民税の算定において扶養親族に該当しません。
- Q11. 扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税はどうなりますか。
- A11. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税については、令和7年度の個人住民税で1万円を減税します。なお、同一生計配偶者の判定は、令和6年12月31日の現況によります。
- Q12. なぜ、扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は令和7年度に実施されるのですか。
- A12. 令和6年度の個人住民税の算定において全ての当該対象者の方の情報を把握することは、従前の給与支払報告書等には記載欄がないことから納税義務者本人の申告がない限り実務上、困難で

す。そのため、国は令和6年分の源泉徴収票、給与支払報告書等において今後、当該様式の変更を検討するとしております。この様式変更等により、令和7年度の個人住民税の算定においては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る個人住民税の減税が可能となることから令和7年度の個人住民税から定額減税を行うこととされたためです。

Q13. 令和6年の年の途中に大田区に転入してきましたが定額減税はどうなりますか。

A13. 原則として令和6年1月1日に住所のある自治体に住民税を納めていただくため、定額減税も同様に令和6年1月1日に住所のある自治体において行われます。

Q14. 大田区に事業所があり均等割のみ課税されているが定額減税の対象になりますか。

A14. 対象になりません。個人住民税の所得割から定額減税されます。そのため、事務所、事業所に係る税や均等割や森林環境税は対象となりません。

## 実施方法について

Q15. 定額減税額を確認したいのですがどのように確認できますか。

A15. 定額減税額は令和6年度特別区民税・都民税・森林環境税の各種通知書の摘要欄において確認することができます。なお、各種通知書の送付時期は、例年どおりです。

(1) 給与からの特別徴収の場合

「給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を令和6年5月中旬にお勤め先あてに送付予定

(2) 普通徴収または公的年金からの特別徴収の場合

「令和6年度 特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定納税通知書」を令和6年6月中旬に個人あてに送付予定

Q16. 会社勤めで給与所得のみですがどのように定額減税されますか。

A16. 給与から住民税が差し引かれる方（特別徴収）の場合は、令和6年6月は差し引かれず、定額減税の額を控除した後の額を令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて差し引かれます。

Q17. 個人で住民税を納めているがどのように定額減税されますか。

A17. 個人で住民税を納めていただく方の場合は、第1期分の税額から減税を行い、減税しきれない部分の金額については第2期以降の税額から順次減税を行います。令和6年度から新たに公的年金からの特別徴収が開始される方も同様です。

Q18. 住民税は、年金所得から特別徴収（天引き）されているがどのように定額減税されますか。

A18. 年金から住民税が特別徴収（天引き）の場合は、原則として令和6年10月分の年金特別徴収税額から定額減税が順次行われます。

なお、10月分より減税してもなお減税しきれない金額は、12月分以降の納付額から、順次減税します。

Q19. 定額減税は還付（振り込み）されますか。

A19. 非課税等で定額減税が適用されない場合、減税しきれない定額減税額があった場合でも還付（振

り込み)はされません。

「定額減税に関する還付があります。」などという電話には十分ご注意ください。

なお、減税しきれない金額については、調整給付金として支給されます。対象となる方には別途、大田区よりお知らせする予定です。(時期は調整中です。)

Q20. 減税ではなく還付してもらえますか。

A20. 還付することはできません。定額減税は、税額控除として税額を減少させることとされています。

## その他

Q21. 定額減税はふるさと納税の限度額の算出に影響はありますか。

A21. 定額減税の影響はありません。ふるさと納税の特例控除額の算定の基礎となる令和6年度分の住民税の所得割額は定額減税前の所得割額とされるためです。

Q22. 福祉制度など他の制度への影響はあるのですか。

A22. 定額減税の取り扱いはその事業により異なりますので、お手数ですが制度を所管する各担当へお問合せください。

Q23. 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除など定額減税以外の税額控除により住民税の所得割が0円となった場合、定額減税はどうなりますか。

A23. 個人住民税の所得割の額が0円となった場合、定額減税の対象とはなりません。

Q24. 令和7年度に住民税の定額減税の対象となる方はいますか。

A24. 令和7年度分の個人住民税の算定において控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者限る。)を有する納税義務者は、1万円が個人住民税の所得割から減税されます。

Q25. 住民税の定額減税で会社(特別徴収義務者)として必要な手続きはありますか。

A25. 手続きは必要ありません。個人住民税の定額減税額は、大田区が保有する税情報(確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)から算出します。例年同様に、通知された金額のとおり差し引き納入してください。

Q26. 会社(特別徴収義務者)の労務担当ですが、令和6年度の特別徴収において、給与から差し引く金額が6月分が0円の方とそうでない方(有額の方)が混在する可能性はありますか。

A26. 混在する場合があります。定額減税が適用される方は6月分の住民税が0円となりますが、適用されない方は6月分の住民税が例年どおり発生するためです。

Q27. 会社(特別徴収義務者)の労務担当ですが、住民税の定額減税額の引ききれなかった額、残額を管理する必要はありますか。

A27. 残額を管理する必要はありません。個人住民税を計算する自治体が残額を管理します。

Q28. 退職手当に対して課税される特別区民税・都民税は定額減税の対象になりますか。

A28. 現年分離課税の対象となる退職手当に対する住民税は定額減税の対象にはなりません。

Q29. 今後の定額減税に係る給与等の源泉徴収事務、年末調整等について知りたいです。

A29. 所得税については国税のため、制度の詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問合せください。

国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」はこちら↓

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

給与支払者の方向けに「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年度分所得税の定額額減のしかた」や「令和6年度分所得税の定額額減Q&A」等もご確認いただけます。

Q30. 所得税の定額減税について教えてください。

A30. 所得税については国税のため、制度の詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問合せください。

国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」はこちら↓

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



国税庁HP▶